

大和市告示第74号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定により、消費生活センターを次のとおり設置した。

平成28年4月1日

大和市長 大 木 哲

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 名 | 称 | 大和市消費生活センター |
| 2 | 位 | 置 | 大和市下鶴間一丁目1番1号
大和市市民経済部市民相談課 |
| 3 | 事務を行う日 | | 月曜日から金曜日まで（12月29日から翌年の1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） |
| 4 | 事務を行う時間 | | 午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。） |